

記入例

第3号様式（第5条関係）

役員変更等届出書

変更年月日以後に提出
してください。
(提出年月日を記入)

令和〇年〇月〇日

始良市長 ○○ ○○ 殿

所在地 鹿児島市山下町〇番〇号
名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名 理事長 鹿児島 一郎
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

当法人の役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事由	役職名	氏名	住所又は居所	変更年月日	報酬を受ける 予定の有無
再任	理事	鹿児島 一郎	鹿児島市鴨池新町〇番 〇号	令和〇年6月1日	有・ <input type="radio"/>
任期満了	理事	霧島 花子	霧島市・・・	令和〇年5月31日	有・ <input type="radio"/>
新任	理事	指宿 太郎	指宿市・・・	令和〇年6月1日	有・ <input type="radio"/>
・・・	・・・				

住民票の記載どおりに記入してください。

※旧字体は旧字体で記入。

※番地等は省略せずに住民票のとおりに入力。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 権限移譲市町へ提出する場合は当該市町長宛とすること。
- 3 「変更事由」欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。※理事から監事、監事から理事へ変更する場合は、変更前の役職の変更事由は任期満了（又は辞任）で、変更後の役職の変更事由は「新任」です。
- 4 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 5 改姓又は改名の場合には、「氏名」欄に（ ）で旧姓(名)を併記すること。
- 6 「住所又は居所」欄には、住民票の抄本など条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ)

役 員 名 簿

(令和 年 月 日現在)

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	鹿児島 一郎	鹿児島市山下町〇番〇号	有
理事			無
理事			無
理事			無
理事			無
監事			無

住民票の記載どおりに記入してください。
※旧字体は旧字体で記入。
※番地等は省略せずに住民票のとおりに記入。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 届出日（又は変更年月日）現在の時点に記載すること。
- 3 役職名の欄には、「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは 3 親等以内の親族については、役員総数が 6 人以上であれば、本人と合わせて 2 人までは役員となることはできませんが、5 人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の 3 分の 1 以下とすること。（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

役員の就任承諾及び誓約書

住民票の記載どおりに記入してください。

※旧字体は旧字体で記入。

※番地等は省略せずに住民票のとおりに記入。

住 所 鹿児島市山下町〇番〇号

ふりがな 〇〇〇〇 〇〇〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の〔役名〕に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

【作成上の留意点】

- 1 押印省略は可能。なお、法人の内部規定により署名又は記名押印とすることを妨げない。
- 2 用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
- 3 住所、氏名は、住民票等に記載された住所、氏名をそのまま記載すること。なお、自書による場合においても、できる限り住民票どおりの記載とすること。
- 4 〔役名〕は、「理事」又は「監事」と記載すること。
- 5 役員ごとに作成すること。
- 6 原本は法人で保管し、所轄庁にはコピーを提出すること。

(参考) 法第 20 条各号及び法第 21 条の規定とは以下のとおりです。

特定非営利活動促進法 (抜粋)

(役員 欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条 [傷害]，第206条 [現場助勢]，第208条 [暴行]，第208条の2 [凶器準備集合及び結集]，第222条 [脅迫]，第247条 [背任] の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (内閣府令第二条の二より)

(役員 親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

